

変更前

様式第2号

統計法に基づく
基幹統計調査



都道府県番号 事業所一連番号

賃金構造基本統計調査
個人

(平成 年6月分)



この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

枚目

「(2)労働者の番号又は氏名」を削除

Table with columns for employee details (sex, employment status, education, age, experience, job type, etc.) and wage information (monthly wages, overtime pay, bonuses, etc.). Includes detailed instructions for data entry.

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。